

(平成22年3月10日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認兵庫地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	25 件
国民年金関係	9 件
厚生年金関係	16 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	19 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	12 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和55年4月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年8月から56年3月まで

私は、20歳になった昭和47年*月に、母親に勧められて国民年金に加入した。母親が、加入手続をして国民年金保険料を納めてくれていた。当時、友人にも加入を勧めたところ、その友人もすぐに加入した。

ねんきん特別便を見ると未納期間があったので、自分の年金記録を調べたところ、昭和56年3月までの納付記録が無いことに気付いた。しっかりした母親が納めてくれていた保険料の納付記録が無くなっていることに、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和55年4月から56年3月までの期間については、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は55年10月30日に払い出されていることが確認でき、この時点において、当該期間(12か月分)の国民年金保険料を現年度納付することが可能である。申立人は、その母親が申立期間に係る申立人の国民年金保険料を納付してくれたと主張しているところ、申立人の母親は、自身の国民年金について、昭和46年6月に任意加入し、60歳になる前月である55年*月までの*か月分の国民年金保険料(37か月分の付加保険料を含む。)を未納とすること無く納付しており、当時、納付意識が高かったことがうかがえる。このため、申立人の母親が、自身の国民年金保険料の納付を終えて、次に、申立人の当該期間の国民年金保険料を納付していたと考えても不自然ではない。

一方、昭和47年8月から55年3月までの期間については、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された同年10月30日の時点では、当該期間のうち、

47年8月から53年6月までの期間については、時効により保険料を納付することはできない。また、申立人の母親が、47年8月から53年6月までの期間に係る申立人の国民年金保険料を納付するためには、47年8月ごろに、上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されていなければならないが、そのころに、別の同手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。さらに、53年7月から55年3月までの期間については、同年10月30日の時点では、時効にかからないため、申立人の母親は、当該期間の国民年金保険料を過年度納付することは可能であるが、申立人は、母親がさかのぼって国民年金保険料を納付したとは供述していないことから、申立人の母親が、当該期間に係る国民年金保険料を過年度納付したとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和55年4月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年7月から56年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年7月から56年12月まで

私は、A社を退職した後、国民年金に対する知識がなく、すぐに加入手続を行わなかったが、市役所か社会保険事務所(当時)から、国民年金に関する請求書か納付書のような資料が自宅に届いたことをきっかけに、市役所へ電話で照会したところ、厚生年金保険被保険者資格を喪失した場合は、国民年金に加入しなければならないと案内され、市役所で国民年金に加入した。

また、過去の保険料についてもさかのぼって納付するように求められ、納付書により保険料を納付した。その後は、自分名義の銀行口座から口座振替により保険料を納付した。

申立期間当時、私は、B社の取締役役に就いていたので、経済的にかなり余裕があった。国民健康保険料についても最高額を納付していた。未納とされている申立期間の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社を退職後、自宅に国民年金に関する資料が届いたことを端緒に、市役所で国民年金の加入手続を行った上、申立期間に係る過去の保険料についても納付書によりさかのぼって納付したと主張しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人が加入手続を行った時点は、申立人の国民年金手帳記号番号に近接する番号が払い出されている被保険者の申請免除手続の状況から、昭和56年11月ごろと推認され、この時点において、申立期間は過年度納付及び現年度納付が可能な期間となる。

また、申立人は、申立期間以降の国民年金加入期間234か月のうち、1か月の未納を除き保険料をすべて納付しており、このうち223か月は付加保険料も

納付しているなど納付意欲の高さがうかがえる上、申立人の国民年金被保険者原票によると、その摘要欄において、昭和 54 年度及び 55 年度の未納期間について、過年度納付書を発行した旨の記録が確認でき、申立内容と一致していることから、申立人が申立期間について、納付書により過年度納付及び現年度納付を行ったと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年8月

私はA社において、約20年にわたり船員として勤務していたが、近く勤務先の会社と乗船する船が変わることが決まっていた時、勤務先を変えることが初めてであることもあって、必要となる年金、保険の手続について、これに詳しい年配の同僚に尋ね、次に船員保険に加入するまでの期間については、例えわずかな期間でも国民年金に加入する必要があること、また、船員保険についても疾病任意継続の手続を行うべきであることについて教えを受けた。

その後、教えられたとおり、A社を退職してからB社に入社するまでの1か月について、C社会保険事務所(当時)に赴き、窓口の男性職員の案内に従って、船員保険の疾病任意継続に係る保険料の納付と同時に、国民年金の加入手続を行い、私自身と妻の国民年金保険料を納付した。納付した保険料の総額は3万円台から5万円台だったと思う。

他の用件で社会保険事務所(当時)へ行く必要が無い中、C社会保険事務所までは、妻も同行し、自宅から車で2時間を要して赴いたこともあって、船員保険の疾病任意継続に併せて、国民年金についても手続を行ったことについては、夫婦二人共強い印象を持って記憶している。申立期間の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社において、約20年にわたり船員として勤務していたが、近く勤務先が変わることが決まっていた時、勤務先が変わるのは初めてであり、必要となる年金、保険の手続について、制度に詳しい同僚に尋ね、船員保険に加入するまでの期間については、例えわずかな期間でも国民年金に加入する必

要があること、また、船員保険についても疾病任意継続の手続を行うべきであることについて教えを受け、同社を退職してからB社に入社するまでの期間（1か月）について、C社会保険事務所において、船員保険の疾病任意継続に係る保険料の納付と同時に、国民年金の加入手続を行い、夫婦二人分の国民年金保険料を納付した。」と強く主張している。このような状況において、i) オンライン記録によると、申立人は、昭和50年4月1日に取得した船員保険の被保険者資格を平成7年8月21日に喪失しており、申立人が公的年金制度の被保険者資格を喪失したのはこの機会が初めてであることが確認でき、初めての転職であることから、転職時に必要な手続について同僚から教示を受け、教えられたとおり、制度に則った手続を励行したとする申立人の主張は自然であること、ii) 同事務所によると、申立期間について、船員保険の疾病任意継続手続が同事務所において行われていることが確認できる上、国民年金の加入手続についても、要望があれば、同事務所の同一フロアで手続が可能であったとしており、申立内容と一致していることから、申立人の主張の信憑性は高く、申立人が船員保険の疾病任意継続手続に併せて、国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとしても不自然ではない。

また、申立人が申立期間の直前に勤務していたA社の総務担当者によると、退職者に対して、次に船員保険や厚生年金保険に加入するまで空白期間が生じる場合、船員保険の疾病任意継続手続だけを行えばよいものと誤解することが懸念されることから、船員保険と国民年金とは別の制度であり、国民年金についても加入手続を行って保険料を納付する必要があることを明確に指導していたとしており、事業主からも雇用していた船員に対して国民年金制度に関する周知が徹底されていたものと考えられる。

さらに、申立人は、「他の用件で社会保険事務所へ行く必要が無い中、C社会保険事務所までは、妻も同行し、自宅から車で2時間を要して赴いたこともあって、船員保険の疾病任意継続に併せて、国民年金についても手続を行ったことについては、夫婦二人共強い印象を持って記憶している。」と主張しているところ、申立人の自宅から同事務所までの自動車による所要時間が約2時間と試算され、申立内容と一致する上、同事務所に同行した申立人の妻は、手続を行った同事務所の窓口まで申立人と同行し、保険料を納付したことを確認したとしている。

加えて、申立人が納付したとする保険料の総額と、申立人及びその妻の国民年金保険料額及び船員保険の疾病任意継続に係る保険料額の合計額には乖離がない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から53年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から53年1月まで

私は、昭和45年*月*日に20歳になり、大学に入学した。この時、父親が私の国民年金の加入手続を行い、これ以降、母親が保険料を納付してくれた。当時学生の納付猶予制度は無かったので加入手続を行いながら未納のままとすることは考えられない。

その後、昭和53年2月*日に結婚し、母親が婚姻届を提出した際、職員に年金の窓口にも行くように言われ、なぜかそこでいったん国民年金をやめなければならないと言われた。その理由について納得のいく説明は無く、母親は言われるまま手続をした。

昭和53年4月に病院に行くため、健康保険証が必要になったので両親に相談した。その当時、私は大学院生で、妻は教職員であったが、同年3月末で退職した。それまで私は学生であり、医療保険については父親の扶養家族となっていたが、父親からは、自身で国民健康保険に加入するように言われた。その時、父親は妻に「息子は20歳から国民年金に入っているのだからあなたも入るように」と言った。そしてその時はじめて、国民年金に係る市役所における入籍時のてん末について、母親が家族に話した。それで、同月、直ちに、妻の国民年金への加入手続と同時に私自身の再加入手続を行った。その際、同年2月7日から同年4月27日までの期間については、空白期間となり、保険料を納付することはできないと言われたことを私の妻も良く覚えている。未納とされている申立期間の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和45年4月に父親が申立人の国民年金の加入手続を行い、

それ以降、母親が保険料を納付してくれた。その後、53年2月の婚姻に伴い入籍の手続を行ってくれた母親が、市役所の職員から言われるままにいったん国民年金をやめる手続を行った。このことを知って、同年4月に再加入の手続を行った。」と主張しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、夫婦連番で同年3月に払い出されているものの、申立人の国民年金被保険者原票によると、同年2月に資格喪失、同年4月に再取得と記載されており、同年3月の同手帳記号番号の払出し以前の資格得喪に係る記録が認められ、申立人の主張と一致し、申立内容には信憑性^{びよう}がうかがわれる上、申立期間について、申立人は学生であり、任意加入の被保険者とすべきところ、強制加入の被保険者とされており、申立人は、申立人が再加入手続を行ったとする同年4月以前から国民年金の被保険者として取り扱われていた可能性がうかがえる。

また、国民年金の記録管理において、同一人物であるかどうかを特定する際、「氏名」、「生年月日」とともに重要な要素とされる「住所」について、申立人のオンライン記録では、「B市*」と記録されているが、申立人の戸籍附票によると、申立人がB市に居住した記録は無く、申立人もB市に居住したことは無いとしており、実態と異なる不自然な記録内容となっている。この点について、事務センターによると、基礎年金番号に年金記録を統合する際、本来、住所を確認した上で入力すべきところではあるが、何らかの理由により、便宜上の行政区及び番地が設定されて事務処理が行われた可能性があるとしており、年金記録を基礎年金番号に記録を統合する際、適正な事務処理がなされておらず、申立人の納付記録について適正な管理がなされていなかった可能性がうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年8月から8年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年8月から8年7月まで

私は、平成7年7月末に病気療養のため会社を退職した。A市役所から国民年金保険料の納付書が送られてくるので、退職後も継続して支給されていた傷病手当金を国民年金保険料に充て、銀行や信用金庫で納付していた。退職後1年くらい経って保険料を納付しなくなったためだと思うが、同市役所の職員が自宅に来たこともある。最初は妹が応対しており、その時のことは、とてもよく覚えている。

平成19年11月に、市民会館で社会保険事務所（当時）による説明会があり、納めたはずの申立期間の国民年金保険料が未納になっていることを知った。このような事態になると思わなかったので、領収書は処分してしまったが、納付したはずの国民年金保険料の記録が無くなっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は平成9年2月7日に払い出された記録となっているが、事務センター及びB年金事務所によると、オンライン記録から、同日は同手帳記号番号を基礎年金番号に変更した日付であることが読み取れ、実際の同手帳記号番号の払出しは平成8年中であり、申立人は、平成8年の後半に国民年金の加入手続を行ったと考えられるとしている。このため、申立人は、当該時期に国民年金の加入手続を行った場合、申立期間のうち、7年8月から8年3月までの8か月分の国民年金保険料については過年度納付することができ、同年4月から同年7月までの4か月分の国民年金保険料については現年度納付することができる。

また、i) 申立期間の国民年金保険料月額は、申立人が記憶する額とほぼ一

致すること、ii) A市役所の国民年金保険料納付書の形状は、申立人が記憶する形状と一致すること、iii) 同市役所は、窓口で過年度納付書を用意していたこと、iv) 同市役所は、平成4年度から12年度までの期間、国民年金保険料の納付勧奨及び免除勧奨の活動を行っていたとしており、申立期間以降に滞納していた国民年金保険料について納付勧奨を受けたとする申立人の記憶と一致することなどからみて、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたと考えても不自然ではない。

さらに、申立期間中、申立人は、任意継続被保険者として健康保険組合に加入していたことが確認できる。当該組合は、「任意継続被保険者の保険料は、郵便局での振込か振替であった。」としており、申立人が、銀行又は信用金庫で納付していたと記憶する国民年金保険料と、任意継続被保険者の保険料を混同していることは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年3月から50年3月まで

私が20歳になった時から、親が私の国民年金保険料を納めており、結婚後は自ら忘れることなく納めるように言われ、国民年金手帳を渡された。以後私自身も1度も欠かさず納めていたのに、納付記録が49か月も欠けていることが分かった。父も母も未納無くずっと納めているのに、私の分だけ未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、同居していた申立人の父親が、申立人の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていたとしているところ、オンライン記録によると、申立人の両親は、昭和36年4月以降、国民年金保険料を未納とすること無く納付していることが確認でき、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立期間当時、申立人及びその両親と同居していた申立人の妹は、自身の国民年金保険料も申立人同様、父親が納付してくれていたと証言している上、国民年金被保険者台帳(マイクロ台帳)によると、申立人の妹については、国民年金への加入時点で、昭和51年4月から53年3月までの保険料を過年度納付していることが確認できる。

さらに、市が保管している国民年金手帳払出簿によると、申立人に対して昭和50年7月4日に同手帳記号番号が払い出されたことが確認できることから、申立期間のうち、その時点で、過年度納付が可能であった48年4月から50年3月までの国民年金保険料については、加入手続きを行った直後に送付された

納付書で、申立人の父親が納付していたと考えても不自然ではない。

一方、申立期間のうち、昭和46年3月から48年3月までについては、国民年金手帳記号番号が払い出された50年7月時点においては、時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、それ以前に別の相手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる周辺事情は見当たらず、申立人が当該期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿等）も無いことから、当該期間の保険料を納付していたとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和56年10月から58年3月までの期間及び59年4月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年5月から56年3月まで
② 昭和56年10月から58年3月まで
③ 昭和59年4月から61年3月まで

私は、会社では労務全般の仕事を担当し、退職者に対して、国民年金に加入するように指導していた。そんな立場の私が退職した際に、加入手続を忘れるはずがない。退職後すぐに市役所へ行き、加入手続を行い、保険料の納付を続けていた。退職金もあったので保険料の納付は容易で、昭和55年5月に11か月分納付し、56年10月からは半年分を3回納付した。その後、昭和58年度の1年間のみは、主人の勤めていたお店のボーナスが無くなるなどの事情があったため、私だけ免除申請をしたが、後からその期間の保険料も納付した。59年4月から半年毎に納付し、1か月も漏れなく納付した。他に未納期間があれば、免除の期間を後で納めたりしない。免除申請した58年度を除き、夫婦ともに保険料を納付し、夫が納付済みであるのに、私だけ未納とされていることに納得できない。申立期間の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②及び③について、申立人は、「免除申請した昭和58年度については、夫のボーナスが無くなるなどの事態となり、夫の保険料を納付し、さらに自分自身の保険料を納付することが困難となり、国民年金に加入して以降、欠かさず納付を続けてきたため、その記録を途切れさせたくないとの思いから自分だけ免除申請を行った。しかし、その前後である当該期間については、間違い無く夫婦ともに保険料を納付した。」と主張しているところ、当該期間に

ついて、申立人の夫は保険料の納付済期間である上、申請免除した58年度についても保険料を追納しており、未納期間が生じないように保険料を納付してきたことがうかがえる。

また、申立人は、申立期間②及び③の保険料については、半年ごとにまとめて納付していたとしているところ、市が保管する収滞納一覧によると、納付日が確認できる昭和56年4月から9月までの期間については、56年10月11日に一括納付されていることが確認でき、申立内容と一致しており、申立人の主張には信憑^{びよう}性がうかがえ、当該期間の保険料を納付していたと考えても不自然ではない。

一方、申立期間①について、申立人は、昭和55年4月に退職後、直ちに国民年金の加入手続を行ったとしているが、市が保管する国民年金手帳払出簿によると、申立人の国民年金手帳は、56年5月に払い出されており、このころに加入手続が行われたものと推認され、申立内容と一致しない上、申立人には当該期間の保険料をさかのぼって納付した記憶も無い。

また、申立人が申立期間①に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和56年10月から58年3月までの期間及び59年4月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年4月から7年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和48年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成6年4月から7年3月まで

私は20歳に達した平成5年当時は大学生であったが、学生も強制加入になったことが話題になっており、親からも年金には加入しておいたほうが良いと勧められ、国民年金に加入と同時に申請免除の手続も行った。

申請免除の手続は毎年行わないといけなかったもので、私は、当時在住していたA市の市役所で平成6年度の申請免除の手続を行ったのに、1年間が免除ではなく未納と記録されていた。私は、学生の時から年金を意識しており、平成6年度が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入し、申請免除の手続を行ったとされる平成5年11月時点で、20歳に達した直後の同年*月及び同年*月の国民年金保険料が未納であると認識し、6年1月に過年度納付していることから、申立人の年金に対する意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料の申請免除の手続を平成6年12月から7年2月ごろまでに行ったのではないかと具体的に記憶しているところ、A市役所は、平成5年度に申請免除の承認を受けた被保険者が6年度も引き続き承認を受けるためには、7年4月までに手続する必要があるとしており、申立人の主張の信ぴょう性がうかがえる。

さらに、申立人の妹及び弟は、共に20歳以降の学生であった期間、申請免除の手続を行っていることが確認でき、申立人の家族の年金制度に対する意識の高さがうかがえることから、申立人が申立期間の申請免除の手続をA市で行っていたと考えても不自然では無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年10月から52年3月までの期間及び56年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年10月から52年3月まで
② 昭和56年9月

私は、「ねんきん特別便」が送られて来たことをきっかけに、国民年金記録を社会保険事務所(当時)に照会したところ、昭和51年4月から52年3月までの期間は未納、56年9月については納付した保険料が還付され、未納期間であるとの回答を得た。

その後、昭和51年4月から同年9月までの期間については、保険料を納付していることが確認され、同年10月から52年3月までの期間については、保険料の納付が免除されているという記録に訂正されたとの連絡を受けた。

私は、収入を得ているのであれば、国民としての義務を果たすものという両親の教えもあり、申立期間について、国民年金保険料を毎月給料の中から納付し続けてきた。また、保険料の還付を受けたとされる昭和56年9月分についても、私はその当時、日本に住んでおらず、そのような手続を行った覚えも無い。免除及び未納とされている申立期間の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、当該期間を含む昭和51年4月から52年3月までの期間が、当初、未納期間とされていたが、申立人が「ねんきん特別便」を端緒に社会保険事務所へ記録照会を行ったところ、市が保管する収滞納一覧表を基に、51年4月から同年9月までの期間については納付済期間に、申立期間①である同年10月から52年3月までの期間については申請免除期間に訂正されており、オンライン記録及び国民年金被保険者原票と市が管理する収滞納一覧

表の記録内容が一致しておらず、申立人の納付記録について適正な管理がなされていなかった可能性がうかがえる。

また、申立人は、申立期間①について、保険料の免除を申請した記憶は無いとしているところ、その前後は納付済みである上、その前後を通じて、申立人の仕事や住所に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、申立期間①の6か月のみが申請免除期間とされているのは不自然である。

また、申立期間②については、国民年金被保険者原票によると、申立人は、昭和56年9月1日に任意加入被保険者資格を取得し、同月4日に同資格を喪失した旨記録されており、当該期間については、制度上、国民年金被保険者期間とすべきところ、当該期間の保険料が、同年12月に還付されていることが確認でき、当該期間については、保険料の納付済期間とすることが妥当である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成6年4月1日から同年7月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における資格取得日に係る記録を6年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を、6年4月は20万円、同年5月及び同年6月は22万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

また、申立人は、平成6年7月1日から7年11月21日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額を、6年7月から同年10月までは22万円、同年11月は19万円、同年12月は20万円、7年1月及び同年2月は22万円、同年3月は19万円、同年4月は22万円、同年5月は24万円、同年6月は26万円、同年7月は28万円、同年8月及び同年9月は26万円、同年10月は28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額（11万8,000円）に基づく保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年4月1日から同年7月1日まで
② 平成6年7月1日から7年11月21日まで

私は、平成6年4月1日から7年11月21日までの間、A社において勤務していたが、6年4月1日から同年7月1日までの期間については、厚生年金保険料を給与から控除されていたにもかかわらず被保険者記録が無く、同年7月1日から7年11月21日までの期間については、給与から控除されていた保険料額に見合う標準報酬月額の届出が行われていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①においてA社に継続して勤務していたとしているところ、申立人が記憶する元上司及び元同僚は、「申立人は、平成6年4月1日から勤務していた。」と証言している上、当該元上司は、「申立人が入社した際、申立人を自身のマンションに間借りさせていた。」と証言しており、このことは申立人が所持する履歴書(申立人が日本国籍を取得した際に法務局に提出したとする記録)と一致することから、申立人は当該期間において同社に勤務していたものと推認できる。

また、申立人の元上司及び元同僚二人は、「A社は、入社と同時に厚生年金保険に加入させていた。」と証言している。

さらに、申立人は、申立期間①及び②に係る給与明細書を所持していないものの、給与明細書を転記したとする資料(以下「転記資料」という。)を所持しており、同資料によると、i)各月の支給額に見合う標準報酬月額に厚生年金保険料率を乗じた額を基に各月の保険料が控除されていること、ii)申立期間当時の厚生年金保険料の控除については、A社は翌月控除であったとしているにもかかわらず、当月の支給額に見合う標準報酬月額から算定された保険料が控除されていること、iii)6年11月に厚生年金保険料率の改定が行われているにもかかわらず、その改定が反映されたのは、7年5月の給与からであることが確認できる等、通常では考えられないような控除方法であることが認められる。しかし、上記の元上司及び元同僚が所持する同社の当該期間に係る給与明細書でも、申立人が所持する転記資料と同様な厚生年金保険料の控除がなされていることが確認できることから、申立人が所持する転記資料は、当該期間の給与明細書を転記したものであると認めるのが相当である。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人が所持する転記資料から、平成6年4月は20万円、同年5月及び同年6月は22万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の関連資料は残っていないため不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所(当時)に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 申立人は、申立期間②の標準報酬月額の相違について申し立てているが、

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

また、申立人が所持する転記資料を見ると、申立期間②について申立人の給与から控除された厚生年金保険料額及び報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録の標準報酬月額を上回って相違している。

したがって、申立期間②の標準報酬月額については、申立人が所持する転記資料により、平成6年7月から同年10月までは22万円、同年11月は19万円、同年12月は20万円、7年1月及び同年2月は22万円、同年3月は19万円、同年4月は22万円、同年5月は24万円、同年6月は26万円、同年7月は28万円、同年8月及び同年9月は26万円、同年10月は28万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の関連資料は残っていないため不明であるとしているものの、申立人が所持する転記資料で確認できる保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が全期間にわたり一致していないことから、事業主は、申立人が所持する転記資料で確認できる保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額（11万8,000円）に基づく保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年3月1日から平成11年12月31日までの期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、昭和55年1月から同年9月までを22万円、59年1月から同年9月までを26万円、61年1月から同年9月までを28万円、62年1月から同年12月までを30万円、63年1月から平成元年1月までを32万円、同年2月から同年12月までを38万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間のうち、平成11年12月31日から12年1月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を12年1月1日に訂正し、11年12月の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る平成11年12月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年3月1日から平成11年12月31日まで
② 平成11年12月31日から12年1月1日まで

私は、平成11年12月31日までA社で勤務し、同年12月の厚生年金保険料も給与から控除されたため、同年12月を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

また、私がA社で勤務していた申立期間①（昭和57年3月から同年6月まではB社でも勤務）の給料明細書を見ると、社会保険事務所（当時）に届出された標準報酬月額が実態に合っていないと思われる。保管している給与明細書をすべて提出するので、適正な標準報酬月額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①の標準報酬月額の変動について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料控除額及び申立人の報酬月額の見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、給料支払明細書において確認できる保険料控除額及び報酬月額から判断すると、申立期間①のうち、昭和55年1月から同年9月までを22万円、59年1月から同年9月までを26万円、61年1月から同年9月までを28万円、62年1月から同年12月までを30万円、63年1月から平成元年1月までを32万円、同年2月から同年12月までを38万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、昭和55年1月から平成元年12月までの期間について、給料支払明細書において確認できる保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録の標準報酬月額が、長期にわたり一致していないことから、事業主は、給料支払明細書で確認できる保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、昭和51年8月、同年10月、同年12月、52年1月から同年6月までの期間、同年8月から同年10月までの期間、53年2月から54年12月までの期間、55年10月から58年12月までの期間、59年10月から60年12月までの期間、61年10月から同年12月までの期間、平成2年1月から9年1月までの期間及び同年3月から11年11月までの期間については、給料支払明細書により確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額は、オンライン記録の標準報酬月額に比べて低額又は同額であることが確認できることから、当該期間は特例法による保険給付の対象にあたらないため、あつせんは行わない。

また、申立期間①のうち、昭和48年3月から51年7月までの期間、同年9月、同年11月、52年7月、同年11月から53年1月までの期間及び平成9年2月については、申立人は当該期間の給料支払明細書を所持しておらず、ほかに申立人が主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立期間①のうち、昭和 48 年 3 月から 51 年 7 月までの期間、同年 9 月、同年 11 月、52 年 7 月、同年 11 月から 53 年 1 月までの期間及び平成 9 年 2 月について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

- 2 申立期間②については、雇用保険の記録及び申立人から提出された給料支払明細書から、申立人が A 社で勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、申立人の C 社に係る平成 11 年 12 月分の給料支払明細書に記載されている厚生年金保険料控除額から、30 万円とすることが妥当である。

また、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明であるとしているが、事業主が資格喪失日を平成 12 年 1 月 1 日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを 11 年 12 月 31 日と記録することは考え難いことから、事業主は社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 12 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成12年9月1日から17年7月1日までの期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を12年9月及び同年10月は30万円、同年11月は32万円、同年12月及び13年1月は30万円、同年2月は28万円、同年3月から同年7月までは32万円、同年8月は34万円、同年9月は30万円、同年10月は34万円、同年11月及び同年12月は30万円、14年1月は34万円、同年2月は30万円、同年3月は32万円、同年4月から同年8月までは34万円、同年9月は32万円、同年10月から同年12月までは30万円、15年1月は32万円、同年2月は34万円、同年3月は30万円、同年4月及び同年5月は34万円、同年6月は30万円、同年7月は32万円、同年8月は34万円、同年9月は30万円、同年10月及び同年11月は32万円、同年12月は34万円、16年1月及び同年2月は32万円、同年3月は30万円、同年4月から同年9月までは32万円、同年10月から17年6月までは28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額（20万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年8月1日から17年8月19日まで

私は、平成9年8月にA社に入社し、17年8月に退職するまでの間、同社に継続して勤務したが、社会保険庁（当時）の記録によると、同社で勤務した期間に係る厚生年金保険の加入記録はあるものの、給与明細書上の報酬月額に見合う標準報酬月額とされていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例

法」という。)に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間のうち、平成12年9月1日から14年10月1日までの期間及び同年11月1日から17年7月1日までの期間について、申立人が所持する給与明細書から確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録の標準報酬月額を上回って相違していることが確認できる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人が所持する給与明細書の厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、平成12年9月及び同年10月は30万円、同年11月は32万円、同年12月及び13年1月は30万円、同年2月は28万円、同年3月から同年7月までは32万円、同年8月は34万円、同年9月は30万円、同年10月は34万円、同年11月及び同年12月は30万円、14年1月は34万円、同年2月は30万円、同年3月は32万円、同年4月から同年8月までは34万円、同年9月は32万円、同年11月及び同年12月は30万円、15年1月は32万円、同年2月は34万円、同年3月は30万円、同年4月及び同年5月は34万円、同年6月は30万円、同年7月は32万円、同年8月は34万円、同年9月は30万円、同年10月及び同年11月は32万円、同年12月は34万円、16年1月及び同年2月は32万円、同年3月は30万円、同年4月から同年9月までは32万円、同年10月から17年6月までは28万円に訂正することが妥当である。

また、申立期間のうち、平成14年10月1日から同年11月1日までの期間について、申立人は給与明細書を所持していないものの、当該期間の前後の期間の給与明細書によると、基本給及び各種手当の額はおおむね一定であり、当該期間においても同額の厚生年金保険料が控除されていたものと考えられることから、当該期間の標準報酬月額については、14年11月と同額の30万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、不明であるとしているものの、申立人が所持する給与明細書において確認できる保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書で確認できる保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所(当時)は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料(訂正前の標準報酬月額(20万円)に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していない

ものと認められる。

2 申立期間のうち、平成17年7月1日から同年8月19日までの期間については、オンライン記録の標準報酬月額が、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料控除額又は報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額を超えていると認められることから、当該期間については、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

3 申立期間のうち、平成9年8月1日から12年9月1日までの期間については、申立人は給与明細書を所持していないため、申立人の給与から控除された厚生年金保険料額が不明である上、A社によると、「申立人に係る当該期間の賃金台帳を廃棄しているため、厚生年金保険料の控除額を確認することはできない。」としている。

また、申立期間においてA社の厚生年金保険被保険者資格を有する元従業員4人を把握し、聞き取り調査を行ったが、全員が「給与明細書を所持していない。」としており、厚生年金保険料の控除の状況について確認することができない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間のうち、平成9年8月1日から12年9月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成元年1月22日から同年2月1日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年1月22日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を36万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年1月22日から同年2月1日まで
② 平成元年10月6日から3年10月6日まで

昭和62年12月10日にB社に入社し、平成元年1月末から同社所有のビルの一室で私が責任者となり、従業員数人を採用してC業務を立ち上げ、引き続きA社に横すべりで異動して勤務したはずなのに、厚生年金の加入記録に2か所の空白期間がある。調査願いたい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、オンライン記録によると、申立人は、B社において、平成元年1月22日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年2月1日にA社において同資格を取得していることが確認できる。

しかしながら、B社の事業主（A社の元事業主でもある。）は、「申立人は申立期間の前後を通じて継続して勤務し、厚生年金保険料も給与から控除していた。」と証言しており、申立人が申立期間①においてB社若しくはA社に継続して勤務していたことが推認できる。

また、A社において、昭和63年8月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している元事務員は、「申立人は、私が入社した時には既に在職していた。」と証言しており、申立人は申立期間においては、A社に勤務していたことが認められる。

さらに、B社の事業主及び複数の元同僚は、「A社の従業員の給与計算に

についてもB社で一括して行っていた。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、A社に係る平成元年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、36万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の納付義務の履行については、事業主は不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いため、行ったとは認められない。

2 一方、申立期間②について、申立人から提出された資料及び当時の給与事務担当者の証言から、申立人はA社において、平成元年10月6日以降も引き続き勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、申立期間②については、国民年金保険料の納付済期間であることが確認できる上、全国健康保険協会支部によると、「当該期間は健康保険任意継続被保険者期間であり、申立人は2年間の期間満了まで同被保険者であったことが認められる。」と回答している。

さらに、雇用保険の記録においても、申立人は、平成元年2月1日に被保険者資格を取得し、同年10月5日に離職したことが確認でき、厚生年金保険の記録と一致する。

さらに、A社の元事業主は、「同社は法人を既に解散しており、当時の関係書類をすべて処分しているため、申立人に係る資料は不明である。」としており、申立人の勤務状況及び保険料控除の有無について確認することができない。

加えて、申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料（給与明細書、源泉徴収票等）は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場（現在は、同社C事業所）における資格取得日に係る記録を昭和43年7月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年7月21日から同年8月21日まで

私は、昭和38年4月1日にA社に入社して平成12年3月20日に退職するまでの間、継続して同社において勤務していたが、43年7月21日付けで同社D工場から同社B工場に異動した際の厚生年金保険被保険者記録が欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する在籍証明書、従業員詳細情報（人事記録）、健康保険組合の被保険者記録及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人は、同社において昭和38年4月1日から平成12年3月20日までの間、継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。なお、申立人の同社D工場から同社B工場への異動日については、申立人及び元同僚等の供述から、昭和43年7月21日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B工場に係る昭和43年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、4万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の資料が残っていないため不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと

判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いため、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和27年11月24日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年11月24日から28年1月1日まで

私は、昭和21年5月13日にA社に就職し、平成2年1月31日に退職するまで同社に継続勤務し、保険料も給与から毎月控除されていた。同社C支店から同社B支店へ転勤したところ、B支店の資格取得日が昭和28年1月1日となっており、被保険者期間が2か月空白となっている。調査の上、訂正願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、A社が保管する社員台帳（申立人の勤務経歴が記載されたもの）及び雇用保険の記録から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和27年11月24日に同社C支店から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B支店に係る昭和28年1月の社会保険事務所（当時）の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和27年3月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年1月1日から同年3月20日まで

昭和18年ごろにA社に入社し、52年6月30日に退職するまで継続して勤務しており、申立期間は同社のD支店、E支店、F支店、G支店などに異動した時期だと思うので調査してほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、B社が保管する社員台帳（人事記録）、元同僚の証言及び雇用保険の記録から判断すると、申立人がA社において継続して勤務し（昭和27年3月20日に同社C支店から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人に係る旧台帳（厚生年金保険被保険者台帳）の昭和27年1月1日の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

兵庫厚生年金 事案 1514

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和32年1月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年1月31日から同年2月1日まで

A社を途中で退職したことはないので、申立期間の厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びB社から提出された職歴証明書により、申立人はA社で継続して勤務し（昭和32年1月31日に同社D支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店に係る昭和32年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和41年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年10月1日から同年12月1日まで

私は、A社に昭和33年4月に入社してから平成11年1月に退職するまで継続して勤務しており、C県からD県に転勤した際の2か月間について、厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した人事記録及び雇用保険の被保険者記録等により、申立人が同社に昭和33年3月に入社し、同社本社から同社B支店へ異動した申立期間を含めて同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該異動日については、申立人及び複数の元同僚の供述から昭和41年10月1日とし、申立期間の標準報酬月額については、昭和41年12月のA社B支店に係る社会保険事務所（当時）の記録から、4万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、納付を確認できる関連資料が保存されていないため不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成17年7月25日は15万円、同年12月25日は10万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和60年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月25日
② 平成17年12月25日

申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されていたが、私の厚生年金保険被保険者記録の中に当該標準賞与額の記録が無い。勤務先のA社が、社会保険事務所(当時)に賞与支払届を提出したものの、時効により年金額には反映されないと聞いたので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している給料台帳(賞与)から、申立人は、申立期間に支給された賞与の額に相当する標準賞与額(申立期間①は15万円、申立期間②は10万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成16年12月25日は15万円、17年7月25日及び同年12月25日は20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月25日
② 平成17年7月25日
③ 平成17年12月25日

申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されていたが、私の厚生年金保険被保険者記録の中に当該標準賞与額の記録が無い。勤務先のA社が、社会保険事務所（当時）に賞与支払届を提出したものの、時効により年金額には反映されないと聞いたので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している給料台帳（賞与）から、申立人は、申立期間に支給された賞与の額に相当する標準賞与額（申立期間①は15万円、申立期間②及び③は20万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成16年12月25日は20万円、17年7月25日及び同年12月25日は25万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月25日
② 平成17年7月25日
③ 平成17年12月25日

申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されていたが、私の厚生年金保険被保険者記録の中に当該標準賞与額の記録が無い。勤務先のA社が、社会保険事務所（当時）に賞与支払届を提出したものの、時効により年金額には反映されないと聞いたので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している給料台帳（賞与）から、申立人は、申立期間に支給された賞与の額に相当する標準賞与額（申立期間①は20万円、申立期間②及び③は25万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を40万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月25日
② 平成17年7月25日
③ 平成17年12月25日

申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されていたが、私の厚生年金保険被保険者記録の中に当該標準賞与額の記録が無い。勤務先のA社が、社会保険事務所(当時)に賞与支払届を提出したものの、時効により年金額には反映されないと聞いたので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している給料台帳(賞与)から、申立人は、申立期間に支給された賞与の額に相当する標準賞与額(申立期間①から③まで、それぞれ40万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成16年12月25日は25万円、17年7月25日は30万円、同年12月25日は25万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月25日
② 平成17年7月25日
③ 平成17年12月25日

申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されていたが、私の厚生年金保険被保険者記録の中に当該標準賞与額の記録が無い。勤務先のA社が、社会保険事務所（当時）に賞与支払届を提出したものの、時効により年金額には反映されないと聞いたので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している給料台帳（賞与）から、申立人は、申立期間に支給された賞与の額に相当する標準賞与額（申立期間①は25万円、申立期間②は30万円、申立期間③は25万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成16年12月25日は27万円、17年7月25日は30万円、同年12月25日は25万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月25日
② 平成17年7月25日
③ 平成17年12月25日

申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されていたが、私の厚生年金保険被保険者記録の中に当該標準賞与額の記録が無い。勤務先のA社が、社会保険事務所（当時）に賞与支払届を提出したものの、時効により年金額には反映されないと聞いたので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している給料台帳（賞与）から、申立人は、申立期間に支給された賞与の額に相当する標準賞与額（申立期間①は27万円、申立期間②は30万円、申立期間③は25万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成17年7月25日は40万円、同年12月25日は25万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月25日
② 平成17年12月25日

申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されていたが、私の厚生年金保険被保険者記録の中に当該標準賞与額の記録が無い。勤務先のA社が、社会保険事務所（当時）に賞与支払届を提出したものの、時効により年金額には反映されないと聞いたので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している給料台帳（賞与）から、申立人は、申立期間に支給された賞与の額に相当する標準賞与額（申立期間①は40万円、申立期間②は25万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年2月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年2月から51年3月まで

私が、A市役所で国民年金の加入手続をした際に交付してもらった国民年金手帳には、「初めて被保険者となった日」が昭和48年2月20日と記載されており、この日に国民年金の加入手続を行っているのは間違い無い。

国民年金に加入した当初は、1か月当たり500円程度の保険料を婦人会の集金人に納めており、その後、金融機関で納付書や口座振替により保険料を納付するようになったが、保険料を未納にするようなことは一度もなかった。

年金記録を確認したところ、昭和48年2月から51年3月までの期間の保険料が未納となっていたが、国民年金に加入してから3年以上も保険料を納めていなかったとは考えられないので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、現在所持している国民年金手帳に「初めて被保険者となった日」として記載されている昭和48年2月20日に加入手続を行ったとしているが、A市が管理する国民年金手帳払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和51年7月22日に夫婦連番で払い出されていることが確認できる。

また、A市が管理する国民年金被保険者名簿に「51. 7. 22 適用もれ」の記載が有ることから、同市は昭和51年7月まで申立人を国民年金の被保険者として適用していなかったことが確認できる上、それ以前に、上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、上記の国民年金手帳記号番号が申立人に払い出された昭和51年7月時点では、申立期間の一部は時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、申立人は、申立期間の国民年金保険料をさかのぼって納付した記憶

が無いとしている。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 3 月から 63 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 3 月から 63 年 12 月まで

私の母が、昭和 63 年 12 月ごろに、私の国民年金の加入手続を A 市役所で行った。その時、私の母は、私の厚生年金保険の資格喪失後の未納期間について、保険料を納付すると、将来、国民年金が満額支給されると聞き、私から 20 万円前後を受け取り、同市役所で保険料を納付したのに、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 63 年 12 月ごろに国民年金の加入手続を行ったとしているが、国民年金手帳記号番号の払出状況が確認できる帳簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成 3 年 2 月ごろに払い出されていることが確認できる。

また、A 市が保管する国民年金保険料（現年度保険料）の収滞納一覧表によると、昭和 63 年度から平成元年度までの期間については、申立人の国民年金手帳記号番号及び氏名が存在せず、この 2 年度は未納であることが確認できることから、上記の国民年金手帳記号番号の払出しどおり、平成 3 年 2 月ごろに国民年金の加入手続が行われたものと推認され、この時点では、申立期間は時効により国民年金保険料が納付できない期間である上、それ以前に、上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、A 市が保管する国民年金被保険者台帳によると、申立人は、平成元年 1 月から 3 年 3 月までの国民年金保険料を過年度納付（21 万 9,900 円）していることが確認できることから、申立人の母親が唯一まとめて支払ったとする 20 万円前後の保険料は、当該期間であるものと推認される。

加えて、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す

関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年7月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年7月から51年3月まで

私は、昭和53年9月ごろに、国民年金の加入手続を夫婦一緒に行い、20歳までさかのぼって国民年金保険料を納付できる最後の機会に、結婚前の期間ということで、母にお金を出してもらい、私の妻が市役所で10万円超の保険料を支払った。この時以外に、国民年金保険料をまとめて支払ったことはない。30数年前の領収書や証明するものが無いことで、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和53年9月ごろに国民年金の加入手続を行い、母親から10万円超（20万円は超えない額）をもらって、20歳までさかのぼった期間の国民年金保険料を、申立人の妻が市役所で納付したとしているが、申立人の主張どおりに国民年金保険料を一括納付した場合（46年*月（20歳到達月）から51年6月（婚姻前）までの期間は特例納付、同年7月から53年3月までの期間は過年度納付）には、合わせて27万9,000円が必要となり、申立人の記憶と相当のかい離がある。

また、申立人は、国民年金保険料をまとめて納付したのは一度だけであったとしているところ、市に保管されている被保険者名簿によると、申立人は、昭和53年9月30日に、申立期間の直後の51年4月から53年3月までの期間の国民年金保険料を過年度納付（4万3,200円）しており、申立人の妻も同日に51年7月から53年3月までの保険料を過年度納付（3万9,000円）していることが確認できることから、申立人が一度だけまとめて国民年金保険料を納付したとしているのは、申立期間の直後の期間の保険料であったものと推認される。

さらに、オンライン記録及び上記の被保険者名簿からは、申立期間について、申立人が特例納付を行ったことは確認できない上、申立人が特例納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年3月から61年10月までの期間、62年2月から同年5月までの期間、平成2年4月から同年10月までの期間及び7年12月から11年2月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年3月から61年10月まで
② 昭和62年2月から同年5月まで
③ 平成2年4月から同年10月まで
④ 平成7年12月から11年2月まで

最初に国民年金の手続をしたのは昭和57年3月だった。毎年、免除の手続のために市役所に行ったことを明確に覚えている。退職すれば市役所へ行き年金の全額免除の申請を行うということが一連の流れであった。

私の当時の手帳には市役所へ行った日に「市役所」と記載している。私が市役所へ行く機会は、国民年金の手続以外では、市税と健康保険の手続しか考えられない。市税の場合には、平成8年6月*日の欄のように「役所に行く市民税の件で」ときちんとか記載しており、このことは市税納付誓約書を見てもらえば同日になっていることで証明できる。また、健康保険の場合には、「役所 母の保健の件で行く」などと記載し、年金の手続を意味する「役所」の記載と書き分けている。私は、過去を少しでも記憶に残すため、40数年、手帳に記録を書き続けている。私自身が見て分かるように簡素化して書いている点を理解してほしい。

申立期間より前の期間は母に任せていたので、申立ては行わない。また、平成3年3月の1か月分についても、申請が遅くなり、申請期間は年度を越えて承認されないことは承知しているので、この月についても申立ては行わない。しかし、今回申立てをした期間については、毎回免除の手続を取っているため、現在の記録には納得できないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②及び③については、国民年金手帳記号番号払出簿によると、

申立人の国民年金手帳記号番号は、平成3年10月に払い出されていることが確認できる上、オンライン記録によると、昭和54年2月から平成3年3月1日までの期間における申立人の国民年金被保険者資格の取得・喪失の記録が、3年10月14日に追加入力されたことが確認できることから、このころに加入手続が行われたものと推認され、この時点では、当該期間については、国民年金被保険者として取り扱われていなかったと考えられ、制度上、保険料の免除ができない期間となる。また、申立人が昭和57年3月に加入手続を行い、上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間④については、i) オンライン記録では未加入期間とされていること、ii) 市においても当該期間に係る申立人の収滞納一覧表は確認できないこと、iii) 申立人には、基礎年金番号制度が発足した平成9年当時、基礎年金番号通知書や年金手帳の発行を受けた記憶が無いことから、申立人は、国民年金被保険者として取り扱われていなかったものと推認され、保険料の免除が行われていたものとは考え難い。

加えて、申立人は、「私の当時の手帳には役所へ行った日に「役所」と記載している。私が役所へ行く機会は、国民年金の手続以外では、市税と健康保険の手続しか考えられない。市税の場合には、平成8年6月*日の欄のように「役所にいく市民税の件で」ときちんと記載しており、このことは市税納付誓約書を見てもらえば同日になっていることで証明できる。また、健康保険の場合には、「役所 母の保健の件で行く」などと記載し、年金の手続を意味する「役所」の記載と書き分けている。」と主張しているところ、当該手帳には「役所」との記載等は確認できるものの、当該記載内容をもって、国民年金保険料の免除手続が行われたものとは判断できない。

このほか、申立期間①から④までの国民年金保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

兵庫国民年金 事案 1491

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から49年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から49年10月まで
私が父親から生前に聞いたところでは、私が20歳になった昭和47年ごろ、A町（現在は、B市）の役場から私の国民年金に関する事で電話があったので、父親が加入手続を行うとともに、国民年金保険料も納付してくれていたとのことであった。
しかし、年金記録によると、私は当時、国民年金には未加入とされており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録及び申立人が所持する年金手帳の記載によると、申立人は、平成9年1月に基礎年金番号が付番されていることが確認できる上、国民年金手帳記号番号払出簿によると、それ以前に、申立人に対して国民年金手帳記号番号は払い出されていないことが確認できる。また、B市役所の記録においても、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した平成15年9月1日に初めて国民年金に加入したことが確認できることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、保険料を納付することはできない。

さらに、オンライン記録によると、申立期間当時、申立人及びその父親と同居していた申立人の姉についても、国民年金に加入していなかった（国民年金手帳記号番号払出日は、昭和53年7月15日である。）ことが確認できる。

加えて、申立人の父親は既に亡くなっており、申立期間当時の詳細について聴取できず不明である上、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年1月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年1月から62年3月まで

私は、昭和58年1月に妻と共に銀行で国民年金保険料の口座振替の手続を行い、夫婦共に国民年金の納付を行ってきた。国民年金の再加入手続は市役所では行っていなかったが、銀行からの口座振込通知書は毎月郵送されていたので、再加入手続も自動で行われているものと思っていた。同じ手続を行った妻の加入事実と納付が認められているので、私についても、納付していることを証明して欲しい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和52年7月に払い出されていることが確認できるが、オンライン記録によると、申立人は54年7月に国民年金の被保険者資格を喪失して以降、申立期間に係る国民年金の加入記録は確認できない。

また、市役所によると、国民年金の加入手続は銀行で行えないとしている上、過去に国民年金に加入したことがある者が、加入手続を行わずに口座振替の申出書を銀行の窓口へ提出した場合には、銀行から同申出書が市役所に送付され、市役所が本人に対して加入手続に係る案内をしていたことが考えられるとしていることから、申立人が国民年金の加入手続を行わずに、口座振替により国民年金保険料の納付が行えたとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、預金通帳等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

兵庫国民年金 事案 1493 (事案 808 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年2月から47年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年2月から47年6月まで

私は、会社を退職してしばらく後の昭和40年9月ごろ、市役所において、自分で国民年金の加入手続を行った。

その後、A県内を転々としたが、国民年金保険料は、市役所から送られる納付書により市役所又は金融機関において現金納付し続けており、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、納付等をうかがわせる周辺事情も見当たらないこと、及び申立人が主張する国民年金の加入手続に関する届出についてもB市の記録と相違することを理由として、既に当委員会の決定に基づき平成21年1月7日付けで年金記録を訂正する必要はないと判断したとする通知が行われている。

申立人は、保険料の納付を示す周辺事情として、新たに申立人の前妻の証言があるとしているものの、その前妻には、申立人の国民年金保険料の納付時期、金額等に関する具体的な記憶が無く、申立内容及び今回提出された資料によっても、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 10 月 26 日から 55 年 4 月 26 日まで
② 昭和 56 年 1 月 26 日から 58 年 10 月 31 日まで

年金記録を照会して、A社で勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者となっていない期間があることに初めて気付いた。30 年も前のことで給与明細書等の資料は無いが、当時のことはよく覚えており、勤務したと記憶している期間と被保険者期間が明らかに相違しているので、調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の詳細な記憶及び元同僚の証言から、申立人が申立期間①及び②当時、A社で勤務していたことは推認できるものの、申立人の雇用保険被保険者記録は、昭和 55 年 4 月 26 日資格取得、56 年 1 月 25 日離職となっており、厚生年金保険の被保険者記録と一致している上、当該離職日以降、申立人は、求職者給付を受給したことが確認できる。

また、A社の現在の担当者は、「平成 7 年の震災時に資料が散逸したことに加え、申立期間当時勤務していた従業員も既に在籍していないため、申立人の当社での在籍を証明することができない。」としており、申立人の申立期間当時の勤務状況が確認できない。

さらに、申立人は、自身は準社員としてA社で勤務したとしているが、申立期間当時、申立人の上司であったとする元従業員（正社員）は、「準社員は本人の希望により厚生年金保険に加入しており、加入しない者もいた。」と証言している上、申立期間②当時にアルバイトとして勤務していた別の元従業員は、「入社半年後、事務担当者に『希望があれば厚生年金保険に加入できる。』と言われたため、厚生年金保険に加入することにした。加入する前の期間に給与

から厚生年金保険料は控除されていなかった。」と証言していることから、当該事業所では、すべての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

加えて、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、昭和56年1月26日に健康保険被保険者証が返納されていることが確認できる上、当該被保険者原票の健康保険の番号には欠番が無く、申立人に係る記録の欠落をうかがわせる不自然な点も見られない。

このほか、申立人が申立期間①及び②において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 18 年 7 月 1 日から 20 年 4 月 15 日まで

私は、A社B支店に昭和 16 年 4 月 1 日に入社し、17 年 6 月からはC国、19 年 1 月からはD国においてそれぞれ勤務し、20 年 4 月 15 日に召集された後、21 年 5 月 23 日に退職するまでの間、同社に継続して勤務していたが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が空白になっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 16 年 4 月 1 日にA社B支店に入社し、戦争により会社が軍に徴用されたことに伴い、17 年 6 月 1 日にC国に転勤となったとしているところ、厚生労働省社会・援護局が発行した申立人に係る履歴書によると、同年 5 月 15 日に軍の業務に嘱託されたことが確認できる上、申立人と同期入社した元同僚の日記によると、申立人が同年 5 月 30 日にD国に到着し、翌日にC国に出発した旨の記載が確認できることから、申立人は、同年 6 月 1 日にC国で勤務していたことが推認できる。

また、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は、昭和 17 年 2 月 1 日に労働者年金保険（現在は、厚生年金保険）の被保険者資格を取得し、労働者年金保険法が完全施行された同年 6 月 1 日から保険料の徴収が開始され、18 年 7 月 1 日に同資格を喪失していることが確認できる。

ところで、労働者年金保険法においては、内地（現在の日本国内）の事業所を適用の対象とし、外地（現在の日本国外）の事業所は適用の対象とならない取扱いを原則としているものの、申立人のように内地の事業所で被保険者資格を取得し、外地へ転出した者については、引き続き被保険者として取り扱うこ

とに支障はないとされている。

このことから、当該事業所は、昭和17年2月1日時点では、申立人が労働者年金保険法の適用対象となる内地に勤務していたため被保険者資格を取得させ、同年6月1日に同法の適用対象とならない外地に転勤した後も引き続き被保険者として取り扱っていたものと考えられる。

一方、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人と同様に昭和18年7月1日に被保険者資格を喪失した従業員が16人確認することができ、そのうち申立人が記憶する元同僚4人及び聞き取り調査を行った元従業員3人は、喪失日時点においてはすべて外地に勤務していたとしている。

また、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）によると、申立人は、昭和18年7月1日に被保険者資格を喪失し、その原因については「転」の記載が確認できる上、申立人が記憶する元同僚で申立人と同様に同日に被保険者資格を喪失している4人のうち、旧台帳が確認できる3人についても、申立人と同じように資格喪失原因として「転」又は「転勤」の記載が確認できる。

これらのことを総合的に判断すると、当該事業所は、労働者年金保険法が完全施行された昭和17年6月1日時点では、申立人が外地に転勤後も引き続き被保険者として取り扱っていたが、その後、18年7月1日の時点で、外地に勤務していた他の元同僚らと同様に申立人の被保険者資格を喪失させる届出を行ったものと考えられる。

また、当該事業所は、終戦直後に解散されていることから、申立人の外地勤務における労働者年金保険の取扱いについて確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 3 月 1 日から 40 年 3 月 21 日まで
私は、昭和 36 年 3 月 1 日から A 社で 4 年間勤めたが、その厚生年金保険の被保険者期間について脱退手当金が支給されたという記録になっている。しかし、私が同社を退職したときには次の就職先を考えており、実際に退職後 2 か月ほどで再就職している。また、脱退手当金のことを何も聞いておらず、支給日として記録されている 40 年 5 月 25 日には見合い相手の家を訪問していたことから、脱退手当金を受給していないはずである。

第3 委員会の判断の理由

A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失月（昭和 40 年 3 月）を含む 38 年 5 月から 43 年 3 月までに資格喪失し、脱退手当金の支給要件を満たしていた女性被保険者 42 人について、脱退手当金の支給状況を調査したところ、26 人に脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち 23 人（申立人を含む。）について資格喪失日から 6 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、申立人とほぼ同時期に当該事業所を退職した元従業員 3 人は、「会社で請求手続をしてもらい受給した。」と証言していることを踏まえると、申立期間の脱退手当金については、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 40 年 5 月 25 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいわがえない。

さらに、受給した記憶が無いという申立人の主張以外に、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年6月1日から同年9月1日まで

私は、昭和32年6月1日から33年8月10日までの間、A社に勤務していたが、同社での最初の3か月間の厚生年金保険被保険者記録が欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和32年6月1日から33年8月10日までの間、A社に継続して勤務していたとしているところ、オンライン記録によると、申立期間直後の32年9月1日から33年8月10日までの期間については、平成21年1月21日に申立人の厚生年金保険被保険者記録として統合されていることが確認できるが、申立期間については記録が確認できない。

また、オンライン記録によると、A社は、昭和48年7月1日に適用事業所でなくなっている上、法務局においても、当該事業所に係る商業登記の記録は無く、当時の事業主も既に亡くなっていることから、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の加入状況を確認することができない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間において同社の厚生年金保険被保険者資格を有する元従業員が8人確認できるが、そのうち一人しか連絡先が判明せず、当該元従業員からも文書照会に対する回答が無く、聞き取り調査等を行えないことから、当時の状況を確認することができない。

加えて、上記の被保険者名簿においても、申立期間において申立人の氏名は確認できない上、健康保険の番号に欠番は無く、申立人に係る記録の欠落をうかがわせる不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から

控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年8月1日から22年2月1日まで

私は、昭和20年11月1日にA社に入社し、21年8月1日付けでB社（現在は、C社）D支社にいったん転出の後、22年1月31日にA社に復職するまでの間、B社にて継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録がすべて無いとされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和21年8月1日から22年1月31日までの間、B社において継続して勤務していたとしているところ、C社が保管する申立期間当時の人事記録等から、申立人が申立期間においてB社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、C社は、「社会保険関係の資料は残っていないため、厚生年金保険料の控除の有無等は確認できない。申立人の当社での地位は、「準属員」又は「属員」で、その地位は当社が保管する申立期間当時の身分等級規程から準社員であったと認められるが、厚生年金保険の加入手続を行ったかどうかについては不明である。」と回答している。

また、申立人と同時に、A社からB社に異動した5人の元従業員については全員が既に亡くなっており、当時の状況を確認することができないところ、その地位については申立人と同様に「準属員」又は「属員」となっており、B社D支社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には5人とも氏名が確認できないことから、同社では「準属員」又は「属員」の場合には厚生年金保険の加入手続は行われていなかったことが推認できる。

さらに、上記の被保険者名簿によると、申立人の氏名は確認できない上、申立期間において健康保険の番号に欠番は無く、申立人に係る記録の欠落をうかがわせる不自然な点は見当たらない。

加えて、申立期間のうち、昭和 21 年 8 月 1 日から同年 11 月 1 日までの期間は、A 社での厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたこと示す関連資料は無く、ほかに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 9 月 4 日から 35 年 2 月 1 日まで

私は、A社を辞めた直後に、父親に連れられ義兄の勤めていたB社（現在は、C社）で勤務することになった。切れ目なく昭和34年9月からB社で勤務していたため、記録が欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の証言により、期間は特定できないものの、申立人がB社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、B社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録から確認できた昭和34年3月1日から35年2月1日（申立人の被保険者資格取得日と同日）までの被保険者資格取得者84人中、所在が確認できた31人に申立人の厚生年金保険の加入状況について照会し、20人から回答があったものの、複数の元従業員は、「入社当初は試用期間があり、その期間は社会保険に加入していなかった。」と証言している上、申立人と同職種の複数の元従業員が記憶する入社日と厚生年金保険被保険者の資格取得日に3か月から2年半程度の相違が確認できることから、当該事業所は従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させず、相当期間経過後加入させる取扱いであったと考えられる。

また、上記の被保険者名簿によると、社会保険事務所（当時）による資格関係適正調査が昭和35年2月22日に実施されている旨の記載が確認できるところ、申立人と同様に、被保険者資格を同月1日に取得した者が56人確認できる上、その前後約4年間には、一度に20人を超えて資格取得手続が行われた記録は確認できないことから、当該適正調査の結果、事業主は同月1日付けで申立人を含む56人の加入手続を一括して行ったものと考えられる。

さらに、C社によると、「申立期間当時の書類は保管されておらず、当時を知る者もないため、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の加入状況については不明である。」としている上、当時の事務担当者は、「加入状況等の詳細は記憶に無いが、社会保険に加入していない者の給与から保険料を控除したことはない。」としている。

加えて、上記の被保険者名簿によると、申立期間に申立人の記録は確認できない上、整理番号の欠番等は無く、申立人に係る記録の欠落をうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年9月21日から31年10月27日まで
年金のことが問題になり始めた頃、結婚前の自分の厚生年金保険の記録がどうなっているのか知りたくて社会保険事務所(当時)へ出向き調査を依頼したところ、脱退手当金を受給した記録になっているということであるが、私は受領した覚えは無く、申立期間の前に勤務した会社の厚生年金保険の記録は残っている。振り込まれたということであるが、いつ頃、どこの金融機関を通じて支払いが行われたのか、不審に思って申し立てた。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後5ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失月である昭和31年10月の前後4年以内に資格喪失した者13人について、脱退手当金の支給状況を調査したところ、このうち11人に脱退手当金の支給記録が確認でき、11人全員が資格喪失日から5か月以内に支給決定がなされている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立期間の脱退手当金については、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)の給付記録欄には、支給金額、資格期間及び支給年月日等が記載されており、その内容はオンライン記録と一致している上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月半後の昭和31年12月18日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかがえない。

さらに、受給した記憶が無いという申立人の主張以外に、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 18 年 3 月 19 日から 20 年 8 月 19 日まで

私は、昭和 18 年 1 月ごろに A 社 B 支店に入社したと記憶しているが、年金記録では、厚生年金保険被保険者資格を同年 3 月 19 日に取得、20 年 8 月 19 日に喪失し、この期間については脱退手当金を受給したことになっている。

しかし、私は、昭和 19 年 10 月に C 部隊に入隊、20 年 10 月 * 日に除隊後帰宅し、脱退手当金を受け取っていないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録上、A 社 B 支店において厚生年金保険を脱退手当金として受給したこととなっている同事業所の元従業員 6 人に聴取したところ、このうちの 5 人は申立人と同様に、「脱退手当金を受給していない。」、残る一人は、「分からない。」と証言している。しかし、この 6 人の厚生年金保険被保険者資格は、いずれも昭和 20 年 * 月 * 日の大空襲により同事業所が全焼した後の同年 8 月 19 日に喪失しており、脱退手当金の支給決定日は、6 人中 5 人が 21 年 1 月（うち 3 人は同日）と、ほぼ同時期であることを踏まえると、当時、同事業所が脱退手当金の代理請求を行っていた可能性がうかがえる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 6 か月後の昭和 21 年 2 月 20 日に支給決定されている上、申立人の厚生年金保険被保険者台帳の保険給付欄には、脱退手当金が支給されたことを示す表示や、支給金額及び支給決定日の記載があるなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、受給した記憶が無いという申立人の主張以外に、申立人が脱退手当

金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月 1 日から同年 8 月 1 日まで

私は、昭和 38 年 3 月に高校を卒業し、同年 4 月 1 日から同年 7 月 31 日に退職するまでの間、A 社（現在は、B 社）C 店において勤務していたが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 38 年 4 月 1 日から同年 7 月 31 日までの間、A 社 C 店に継続して勤務していたとしているところ、申立人は事業所の所在地及び当時の勤務内容を具体的に記憶しており、同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B 社によると、「申立期間当時の賃金台帳及び保険者台帳等の資料については破棄しているので、申立人の在籍及び厚生年金保険の加入状況については確認できない。」としている。

また、申立人が記憶する元同僚二人については、オンライン記録において被保険者記録が確認できない上、申立期間に A 社において厚生年金保険被保険者資格を有する元従業員 52 人に文書により照会した結果、41 人から回答があり、そのうち 7 人が C 店に勤務したとしているものの、当該 7 人を含む 41 人全員が申立人のことは記憶に無いとしており、申立人の A 社 C 店における勤務状況について具体的な証言を得ることができない。

さらに、A 社に係る健康保険・厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、申立期間の昭和 38 年 4 月 1 日から同年 8 月 1 日までの間において被保険者資格を取得している者の中に申立人の氏名は確認できない上、健康保険の番号に欠番は無く、申立人に係る記録の欠落をうかがわせる不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から

控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年3月13日から30年7月31日まで
② 昭和32年8月13日から33年1月31日まで

私は、昭和25年9月ごろから結婚退職する33年1月31日までの期間、A社に勤務していた。

ところが、年金記録によると、私の厚生年金保険被保険者資格は、昭和26年2月1日に取得、27年3月13日に喪失、30年8月1日に取得、32年8月13日に喪失となっている。

A社に勤務した当初の昭和25年9月から26年1月までの期間については、厚生年金保険に加入していない記録になっていることに納得しているが、27年3月13日から30年7月31日までの期間及び32年8月13日から33年1月31日までの期間について、厚生年金保険の加入記録が欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

元同僚の証言により、申立人が、申立期間①及び②において、A社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立期間①及び②当時にA社に勤務していた元従業員で、文書照会に対して回答があった27人中16人が、「自身の勤務期間と厚生年金保険加入期間が一致しない。」と回答している。

また、申立期間②におけるA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人と同様に、昭和32年8月13日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した者が8人確認でき、このうち連絡が取れた5人中2人が、「同日以降に退職した。」と証言している。

これらのことから、A社では、当時、必ずしも従業員の勤務期間のすべてに

ついて厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことが推認できる。

また、A社は既に倒産しており、当時の代表取締役及び社会保険事務担当者も亡くなっているため、当時の状況を確認することができない。

このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から当該期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年9月1日から30年3月31日まで
② 昭和30年4月5日から32年1月31日まで

昭和27年9月1日に、知り合いの紹介によりA社に入社した。B社へは、30年4月、当時の社長の誘いで入社することになり、32年2月、私がC社で勤務するまで継続して働いていた。年金記録に疑義があるため、調査の上、訂正願いたい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間①について、A社において勤務していたと主張しているが、同社は既に廃業している上、事業主についても所在不明のため、当該期間における申立人の勤務実態等について確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から連絡先が判明した元従業員3人に照会したが、申立人に係る勤務状況及び厚生年金保険料の控除等について証言を得ることはできなかった。

さらに、社会保険事務所（当時）の記録から、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和29年2月1日であり、申立期間①のうち、27年9月1日から29年1月31日までの期間は適用事業所ではないことが確認できる。

加えて、前述の被保険者名簿によると、申立人の氏名は記載されていない上、申立期間当時の整理番号に欠番は無く、記録に不自然な点も見当たらない。

このほか、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

い。

- 2 申立期間②について、B社の複数の元従業員が、「申立人は同社に在籍していた。」と証言していることから、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B社は既に廃業しており、事業主も所在不明のため、当該期間における申立人の勤務状況等について確認することができない上、社会保険事務所の記録によると、同社は、昭和32年2月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間②においては、適用事業所でないことが確認でき、上記の元従業員からも、当該期間における厚生年金保険料の控除に関する証言を得ることができない。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から連絡先の判明した元従業員10人のうちの6人は、同社における厚生年金保険被保険者期間について、「自身の当該事業所における厚生年金保険の加入記録は正しい。」と証言している。

このほか、申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできないため、申立人のA社（昭和47年7月に適用事業所名をB社に名称変更）における資格取得日（46年12月3日）及び資格喪失日（47年3月1日）に係る記録を取り消すことが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年12月3日から47年3月1日まで

私は、昭和46年11月*日に結婚し、その直後の同年12月3日から47年9月1日までの間、A社C支店に継続して勤務していたが、社会保険庁(当時)の記録によると、申立期間の厚生年金保険被保険者期間が欠落しているだけでなく、勤務した記憶の無い同年12月2日から48年2月6日までの期間に記録があるので、記録をきちんとしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間の厚生年金保険被保険者資格に係る記録については、D社E支社が保管する職歴証明から、申立人が申立期間についてA社C支店に継続して勤務していたことが認められる上、同支社によると、「申立期間当時、年末年始のアルバイトでない限り、臨時雇や臨時雇用員であっても厚生年金保険に加入させていた。」と証言しており、申立期間当時のA社C支店長によると、「申立人は出産を契機に昭和47年8月末に同社を退職した後は勤務していない。」と証言していることから、i) 申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されたこと、ii) 申立人は申立期間後には同社に勤務していないこと、iii) 事業主は、申立期間に係る保険料の納付義務を履行していないことが認められるとして、既に当委員会で決定したあっせん案の報告に基づく平成21年9月8日付け総務大臣の年金記録に係る苦情のあっせんが行われ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例に関する法律第1条第1項の規定により、A社における資格取得日を昭和46年12月3日、資格

喪失日を47年3月1日に、標準報酬月額を3万3,000円に訂正し、B社における資格取得日(47年12月2日)及び資格喪失日(48年2月6日)に係る記録を取り消すこととされている。

しかしながら、当該あっせん後に、F共済組合連合会から提出された申立人の共済組合に係る加入記録により、申立人は、申立期間について、共済組合の組合員であることが確認できたことから、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていなかったことが認められる。

これらの事実及び新たに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。